

写

13生畜第4224号
平成13年11月1日

農林水産省生産局長

水産庁長官

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

牛海綿状脳症の発生防止については、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知。）により、10月4日から当分の間、飼料及び肥料に係る肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止措置がなされたところである。

また、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第133号）が10月15日付けで公布、施行され、肉骨粉等を含む飼料の製造、販売及び農家等の段階での使用を禁止したところである。

その後の肉骨粉等の取扱いについては、第2回BSE対策検討会において検討され、チキンミール、フェザーミール等を豚、鶏用飼料に対して利用することは科学的に問題がなく、製造工程が分離され、かつ、牛の肉骨粉等の混入が防止される場合には、現在の規制対象から除外することが適当であるとの見解が示されたところである。

この見解を踏まえ、10月26日に農業資材審議会飼料分科会が開催され、豚、馬及び鶏に由来する血粉や血しょうたん白、チキンミール及びフェザーミールについては、豚及び鶏を対象とする飼料に用いること等は適当である旨の答申がなされたところである。

農林水産省としては、この答申を受け、下記を内容とする飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第137号。以下「改正省令」という。）を平成13年11月1日付けで公布したところであり、御了知の上、貴管下関係者に対し周知徹底を図られるようお願いする。

記

第1 改正の要旨

1 飼料一般の成分規格について

- (1) 別表第1の1の(1)のケ及びコが改正され、牛を対象とする飼料に関する規定に改められた。
- (2) 別表第1の1の(1)のシ及びスが新たに追加され、
 - ① 家畜等（牛を除く。）を対象とする飼料は、ほ乳動物由来たん白質を含んではならないこととされたが、豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済血粉等」という。）については、含んでよいこととされた。
 - ② 家畜等（牛を除く。）を対象とする飼料は、家きん由来たん白質を含んではならないこととされたが、チキンミール、フェザーミール、血粉及び血しょうたん白であって、これら以外のたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたことについて農林水産大臣の確認を受けたもの（以下「確認済チキンミール等」という。）については、含んでよいこととされた。

2 飼料一般の製造の方法の基準について

- (1) 別表第1の1の(2)のキが改正され、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に関する規定に改められた。
- (2) 別表第1の1の(2)のクが新たに追加され、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質及び魚介類由来たん白質は、家畜等（牛を除く。）を対象とする飼料（飼料を製造するための原料及び材料を含む。）に用いてはならないこととされたが、確認済血粉等及び確認済チキンミール等については、用いてよいこととされた。

3 飼料一般の使用の方法の基準について

- (1) 別表第1の1の(3)のカが改正され、牛を対象とする飼料に関する規定に改められた。
- (2) 別表第1の1の(3)のキが新たに追加され、ほ乳動物由来たん白質、家きん由来たん白質又は魚介類由来たん白質を含む飼料は、家畜等（牛を除く。）に対し使用してはならないこととされたが、確認済血粉等及び確認済チキンミール等については、使用してよいこととされた。

4 飼料一般の保存の方法の基準について

別表第1の1の(4)のウが新たに追加され、確認済血粉等及び確認済チキンミール等並びにこれらを含む飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないように保存しなければならないこととされた。

5 飼料一般の表示の基準について

別表第1の1の(5)のイの規定が改正され、確認済血粉等及び確認済チキンミール等並びにこれらを原料とするものを含む飼料には、次の文字を表示しなければならないこととされた。

使用上及び保存上の注意

- 1 この飼料は、牛には使用しないこと（牛に使用した場合は処罰の対象となる

ので注意すること。)

- 2 この飼料は、牛を対象とする飼料（飼料を製造するための原料又は材料を含む。）に混入しないよう保存すること。

第2 改正に伴う留意事項

1 確認済血粉等及び確認済チキンミール等の取扱いについて

- (1) 確認済血粉等及び確認済チキンミール等については、家畜等（牛を除く。）を対象とする飼料に限ってその使用が認められることとなったので、関係者に対し周知徹底を図られたい。
- (2) 確認済血粉等又は確認済チキンミール等を含む飼料を牛に対し給与した場合には、処罰の対象となるので、特に牛飼養農家に対し周知徹底を図られたい。
- (3) 農林水産大臣による確認の日以前に製造又は輸入されたチキンミール、フェザーミール並びに豚、馬並びに鶏に由来する血粉及び血しょうたん白については、帳簿等による確認又は製造国証明機関の証明書と併せて、飼料又はその原料若しくは材料を検査し、農林水産大臣による当該製造工程の確認がなされた状態と同一の状態での製造されたものと農林水産大臣が確認したものについてのみ販売及び使用を認めることとする。
- (4) チキンミール、フェザーミール並びに豚、馬及び鶏に由来する血粉及び血しょうたん白を用いた飼料及び牛を対象とした飼料を製造する事業場にあつては、「反すう動物用飼料への反すう動物等由来たん白質の混入防止に関するガイドライン」（平成13年6月1日付け13生畜第1366号農林水産省生産局長通知）の第3に準じた対策をとり、牛用飼料への混入を確実に防止することとする。

2 輸入品の取扱いについて

豚若しくは馬に由来する血粉若しくは血しょうたん白又はチキンミール、フェザーミール若しくは家きんに由来する血粉若しくは血しょうたん白（以下「要確認飼料」という。）の輸入品については、販売荷口ごとに、基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関の証明書又はその写しを添付することとする。

第3 施行期日

改正省令は、公布の日から施行することとされた。ただし、別表第1の1の(5)の改正規定は、平成14年1月1日から施行することとされたので、この間に関係者に対し改正内容の周知徹底を図られたい。